

〔論 説〕

参与連帯司法監視センターの国民参与裁判モニタリング

河 泰 勳*

I. 司法民主化の礎石、国民参与裁判

国民参与裁判が導入されて最初の参加裁判が開かれた2008年2月12日は、韓国司法の歴史上最も歴史的な日となった。近代司法が導入されて以来初めて一般市民が審判官として法官によって独占された法廷に座ることができた日だからである。陪審員として役割を遂行した市民たちはもちろん、傍聴人としてこれを見、あるいはTVニュースを視聴した視聴者たちは、見慣れない法廷の姿にとまどったと同時に司法においても国民主権が実現していることを実感した一日だった。

政府が発足して60年、大韓民国司法60周年を迎える2008年に司法システムが大きく変化し始めたのである。被告人や傍聴人に過ぎなかった市民が裁判の主体である陪審員として登場し、有罪無罪を判断して量刑の意見を提示する、国民による裁判が開かれたのである。この日、12人の陪審員たち（3人の予備の陪審員を含めた）は、大邱（Daegu）地方法院刑事法廷において、終日、自分たちに与えられた国家的責務を、使命感をもって遂行した。まるで職業法官（裁判官）になったように。彼らは、被告人の運命を分けるかもしれない有罪無罪の判断のために、真剣かつ冷静に公判手続を見守りながら、真実を求め正義を実現する司法の任務を完遂した。

市民が傍聴席から裁判部の横に席を移動するのには、1948年、司法部が誕生してから60年もかかった。傍聴席と法廷台の間の敷居が、それほどまでに高かったことを証明するものである。民主主義の司法ということは当然、主権者である国民の司法でなければならない。したがって司法の民主化のためには、国民が司法に直接に参加できるような制度的な装置が先に準備されていなければならなかった。もしそうならば、司法に対する国民の信頼に基づき、職業法官に対する民主的牽制と監視が可能になり、司法の民主的な正当性と透明性が確保されていたであろう¹⁾。判事（裁判官）や検事（検察官）、そして弁護士だけが法廷において真実を発見し、正義を探り出す

編集部注* 高麗大学法学専門大学院教授、参与連帯司法監視センター所長 本稿は、2011年12月5日に開催された第45回シンポジウムの報告原稿に、加筆修正したものである。

- 1) 国民参与裁判制度の導入過程と施行評価に関する論文では金惠正、国民参与裁判制度の施行評価といくつかの争点に対する改善法案、嶺南法学第32号（2011.6）、83-103頁；李東熙、国民参与裁判の施行評価と改善法案、法学研究（全北大学校）、第30冊（2010.6）、219-250頁；河泰勳、国民参与裁判制度定着方案：指定討論、Justice 通巻第106号、564-566頁；韓寅燮、韓国の陪審員裁判、ソウル大学校法学第50冊第2号（2009.6）、681-710頁；黄丙敦、国民参与裁判施行過程上申し立てられた問題点及び改善方案、漢陽法学第21冊第2号（2010.5）、33-61頁

のではなく、被告人と同等な一般市民が正義実現の手續に参加していたなら、司法に対する国民の不信は今ほどではなかったかもしれない。

陪審裁判は、その間、わが法曹界の問題として指摘された、裁判の民主的な正当性の欠如や国民の脆弱な法意識、蔓延した法曹非理などの問題を解決するための良い解決策だと思われてきた。国民が裁判の過程に参加する制度は、国民が直接に司法に参加することこそ民主主義原理に合致するので、司法に対する民主的牽制と監視が可能であり、国民の健全な良識と常識による判断が可能であって、一般人が納得できる裁判結果によって究極的に司法に対する国民の信頼が形成されるという長所をもっている。国民の司法参加が実現することによっていちどきに複数の問題が解決されることになる。民主主義の実現は言うまでもなく、なによりも陪審員や参審法官の正しい判断を助けるために充実した裁判が進行されなければならないはずであるし、民刑事訴訟の基本原則である直接主義、口頭弁論主義と公判中心主義が実現され、調書裁判が優先されて現在名目だけとなっている公判手續が蘇ることになるであろう。このことによって裁判を信頼する訴訟関与者たちも多くなるようになるはずであって、司法に対する国民の信頼が高くなることが予想される。

しかし、法律の非専門家たちが下す決定に対する不信、政府と国民が耐えなければならない諸費用などを理由にあげ、制度の導入に否定的な意見も多かった。共同体の代表という意味をもつ陪審員の選定の難しさ、陪審員のメディアや世論の影響の可能性などによる裁判の公正性確保の問題、非専門性による誤謬の可能性、審理の長期化と訴訟費用の増加、陪審制の違憲の可能性などが、国民の司法参加反対論者の主張である。特に韓国の憲法は「国民は憲法と法律が定めた法官によって法律による裁判を受ける権利」を有することを保障し、「司法権は法官で構成された法院」に属すると規定しているし、憲法裁判所は法官による裁判を受ける権利は法官が事実を定めて法律を解釈適用する裁判を受ける権利を意味すると判示した事があるから、陪審員や参審員の司法参加には違憲の素地があるというのである。

民主主義を志向する先進国の中には、市民の司法参加が保障されないまま専門職業的司法官僚が民刑事裁判を独占する国はほとんどない。しかしそれは職業法官の職業的専門性に対する疑問が申し立てられたことに基づくわけではない。彼らの裁判自体に問題があるから陪審制に取り替える、あるいは参審制を取り入れようとするというわけではないのである。陪審でも参審でも水準の高い職業法官による裁判が前提とされなければ可能でもなく、無意味だということは明らかである。これは司法正義実現の手續と方法に民主的正当性を付与するための試みである。国家権力の一つの軸である司法権に国民の直接的な参加が保障されないことは民主主義と国民主権の原理に違ふことであるという認識がその出発点なのである。司法部についてだけ市民参加の例外が認められることはあり得ないというのである。立法府と行政府は直接国民の手を通して構成され、その権力は国民に発する。これに反して司法部は徹底的に国民と離れている。大法院長や法官は国民の選挙によって選出されるわけではない。しかし裁判は、たとえ具体的にはその事件を担当する裁判体がこれを進行して判決を下すとしても、それはその裁判体が国民の名において国民を代理して行うことなのである。従って、国民の手を経ることがなかった職業法官による司法

独占は民主主義原理に合致すると考えることはできない。それ故に司法正義の実現に一般市民が排除されても良いかという問題が提起されるのである。

論難の末、司法分野での国民主権と民主主義実現に対する社会的要求と、あるいはまた司法に対する国民的信頼を高めなければならないという社会的要求と必要性が、国民参与裁判制度の導入を受け入れたのである。²⁾

II. 制度導入のための参与連帯司法監視センターの活動

1. 司法改革の課題提示

国民参与裁判制度の導入論議は、今から10年前に本格化した。参与連帯(People's Solidarity for Participatory Democracy)のような市民団体と学界では、アメリカ式の陪審制またはドイツ式の参審制のような国民の司法参加を保障する制度の導入を粘り強く要求した。しかし「国民は憲法と法律が定めた法官による裁判を受ける権利がある」という憲法27条1項に違反するという主張と国民の資質を信じられないという主張に押され、毎回、挫折した。

参与連帯の司法監視センターは、すでに1996年、「国民のための司法改革」という単行書を発刊し、市民の司法参加制度導入などの司法改革課題を提示していた。参与連帯は、金大中政府の大統領諮問機構として「司法改革推進委員会」(1999年)が発足するやいなや、「司法改革のための市民社会団体連帯会議」を構成し、市民の裁判参加方案などを司法改革課題として提示した。しかし残念なことに、司法改革推進委員会では、国民の司法参加を長期的研究検討課題へと持ち越した。参与連帯は、司法改革推進委員会が発表した司法改革案に対する反駁報告書を発表し、特に「市民の裁判参加」が掘り下げて扱われていなかった点などを批判した。司法改革推進委員会の改革案でさえ、これを実行する推進機構を別途に準備せず、関連政府省庁(例えば法務部)に任せることで、改革方案を立法して制度化することに失敗した。

盧武鉉政権が発足したにもかかわらず、依然として司法改革の要求はおさまらなかったのも、大統領は大法院(最高裁判所)に「司法改革委員会」(2003年)を設置した。この委員会は2年あまりの論議の末に司法改革方案を準備し、大法院長に建議した。この報告を受けた大統領は、過去の失敗を手本にして、改革方案を具体的に実現するための後続推進機構として、「司法制度改革推進委員会」(2005年)を構成し、改革方案を具体化する法律案を作ることにした。ここに核心課題として国民参与裁判制度が含まれたのである。この委員会は2005年末、「国民の刑事裁判参与制度実施方案」を議決し、関係政府省庁へと送られ、政府立法手続きを取って、2007年4月、「国民の刑事裁判参与に関する法律」が制定されたのである³⁾。

2) 国民の刑事裁判参与に関する法律第1条(目的) この法は司法の民主的正当性と信頼を高めるために国民が刑事裁判に参加する制度を施行するにおいて参加による権限と責任を明確にし、裁判手続の特例とその他に必要な事項に関して規定することを目的とする。

3) 制度導入論議過程については韓国刑事政策研究院、国民参与裁判に対する参観及び調査研究、刑事政策と司法改革に関する調査・研究及び評価(II)、研究叢書08-14(2008)、51頁参照

参与連帯は、2003年、司法改革委員会が発足するとすぐに、陪審裁判導入の促求及び具体的な方策に対する意見書を提出し、2004年8月に司法改革委員会が主催した「陪審／参審模擬裁判」を傍聴した、陪審制導入を促す声明書を発表した。また、司法改革推進委員会で準備して政府が国会に提出した国民参与裁判関連法律案に対する賛成意見書を、国会法制司法委員会（通称、法司委）と各政党の政策委員会に提出し、法律案を速やかに通過させることを促す声明書も発表した。そして2007年、法律案制定を促すため、法司委に所属されていた国会議員を対象にして新聞に「国民参与裁判－選択ではなく必須です」というタイトルで総8通のリレー公開書簡を寄稿した。

2004年4月、司法制度改革推進委員会が主催した一次及び二次模擬裁判の参加者（陪審員及び弁護人の役割）2名の体験記2編を、参与連帯ホームページ⁴⁾に掲載し、三次国民参与刑事模擬裁判では市民傍聴団を構成し、傍聴感想文4編（法学教授2名、大学生、主婦各1名）をホームページに掲載し、国民参与刑事模擬裁判参加者（弁護士、陪審員2名）及び研究者（法学教授と法心理学教授）を招請して座談会を開催するなど、国民参与裁判制度の導入のための市民広報を行った。

2. 国民参与裁判の活性化のための努力：市民傍聴プログラム

参与連帯は、導入された国民参与裁判の活性化と定着のためには、市民の傍聴と市民の監視が必要だと判断し、市民の傍聴を企画した。初めての国民参与裁判の歴史的意味を共有するため、市民傍聴団を募集し、国民参与裁判を傍聴した後の傍聴記を、ホームページに掲載した。

2008年2月12日、韓国で最初の国民参与裁判を市民とともに傍聴して以降、国民参与裁判市民傍聴プログラム「参与連帯と共にする、国民参与裁判の傍聴」を運営中であり、2012年3月末現在、総29回のプログラムを傍聴参加者380名と共に進行した。53編の傍聴感想文を参与連帯ホームページに掲載し、陪審制を学んだり体験したりすることができる機会を分け合っている。いつ誰でも陪審員になる可能性がある国民参与裁判を間近で見守った傍聴者たちの経験を通じて、共に陪審員団になる間接体験の機会を提供している。

傍聴当日の日程は、国民参与裁判制度を理解すること、裁判傍聴、国民参与裁判制度に対する自由討論という順序で進められる。当該裁判部の協力を得て、法廷の横の空いている空間で傍聴人たちに国民参与裁判の趣旨、裁判手続などを紹介して制度を理解してもらえるようにする。そして裁判を傍聴した後は自由討論を行い、経験を共有したり国民参与裁判制度の問題点を指摘して改善案を提示したりする時間を待つ。

3. “共にしよう、国民参与裁判”

外国映画で見た陪審制がわが国でも施行されるという事実、ご存知ですか？ある日、みなさんにまたは家族に法院から送られた陪審員出席通知書が飛び込んできたら、どうしますか？

主権者の国民が裁判を専門にする職業法官とともに裁判に参加する陪審制は司法民主主義の華

4) <http://www.peoplepower21.org/Judiciary>

だと呼ばれています。判事と検事、弁護士だけが参加する裁判に国民が参加することで、裁判の形式と内容は変わり、書類とお決まりの主張だけが行き交った、死んでいた法廷は生きている法廷になり、裁判の水準が上がることができます。

国民参与裁判は2008年1月1日から施行されている、韓国型陪審制です。20歳以上の国民の中で無作為に選定された陪審員が刑事裁判に参加して有罪無罪に関して評決を下します。みなさんが住んでいる地域の管轄地方法院で国民参与裁判が開かれれば、みなさんに陪審員としての参加要請が来る可能性もあります。

参与連帯市民監視センターは、一緒に国民参与裁判を見に行く人を探しています。「自分が陪審員ならば」果たしてどんな判決が下るのか、裁判の全過程を追ってみます。

国民参与裁判は、「国民の司法参加」という司法制度改革の大きな流れの中で導入されました。専門法官にだけその判断を任せる、一種の「聖域」のような司法圏に国民が参加することになったのです。いわゆる「法曹三輪」と呼ばれる判事、検事、弁護士たちの領域として認識された裁判過程、一人の人生を左右する可能性のある司法的判断に、「健全な常識と通常の法感情」をもった市民たちの参加を保障したものです。

実際に国民参与裁判が導入されてから、法廷では多くの変化が起きています。陪審員を相手に弁論をすることによって公判中心主義が強化され、「彼らだけが分かる」難しい法律用語の代わりに、パワーポイントを利用した検察側の弁論なども見られるようになりました。

5年間の示範施行期間を置き、2012年以降、その最終形態が決定されることになっている国民参与裁判制度は、しかしながら、多くの限界を抱えています。現在、その対象事件の範囲が法定刑3年以上の重罪事件に限定されており、被告人が申請しない、あるいは法院の排除決定を受けられる場合は除外されます。また、陪審員の評決が「勧告的効力」をもっているだけで、裁判部を拘束できないようになっている点も、問題として指摘されています。

これらの理由で、申請及び進行件数が減ってきている趨勢において、「国民の司法参与」という大きな枠で施行中のこの制度が定着するには、多くの困難が伴っています。良い趣旨で導入されたこの制度がまともに位置づけられるよう、多くの関心が必要とされています。

参与連帯と一緒に国民参与裁判を見てみませんか？

私たちと一緒に国民参与裁判を見て、意見を述べてください。感想を述べ合う中で、あるいは傍聴記を通じた話の中で、たくさんの助けを得ることができます。思いつきもしなかった新しい観点と注目すべき点が探り出せるということです。（代わりに私たちは長い傍聴を通じて得たノウハウを分けて差し上げます。）一緒に話して共有することほど、「国民の司法参与」という制度の趣旨にぴったりの方法はありません。

Ⅲ. 国民参与裁判傍聴プログラムと傍聴成果分析

1. 傍聴参加への方法と傍聴過程

2008年2月末、参与連帯司法監視センターは、その名義で、法院行政処に、国民参与裁判方式

で進行することが確定した裁判の日程を大法院ウェブサイトなどに公開し、国民が裁判を傍聴できるようにすることを求める要請書を送付した。法院行政処はこれを受け入れて2008年3月17日から国民参与裁判日程のお知らせサービスを始めた。

参与連帯司法監視センターとともに国民参与裁判の傍聴希望者は参与連帯ウェブサイトの「共にしよう、国民参与裁判」コーナー（blog.peoplepower.21.org/Judiciary）でプログラム進行状況を確認し、電話/電子メール/書きこみなどで傍聴を申し込むことができる。中高または大学のサークル活動や現場授業、市民社会団体の市民、インターン、ヴォランティア活動家対象の教育プログラムの一環として申し込むことも歓迎する。

傍聴できる裁判は、ソウル所在5個所の法院（ソウル中央、東部、西部、南部、北部地方法院）、水原（Suwon）地方法院と仁川（Incheon）地方法院で開かれる国民参与裁判に限られている。

国民参与裁判傍聴は大きく3部分で進行する。まず公判の約1時間の前に集まって国民参与裁判を調べるオリエンテーションを行う。このオリエンテーションは、法学を専攻していない傍聴参与者のために国民参与裁判の進行や陪審員選定の手続、陪審員の任務、刑事訴訟に関して基本的な法律用語などについて概略的な説明をする過程で、司法監視センター常勤幹事や傍聴を申し込んだ司法監視センターの実行委員である教授などが説明を行う。公判が開始されれば公判を傍聴するが、通常は、午前中に冒頭陳述及び検察側の立証計画を聞く。昼食の後は被告人や証人の尋問など証拠調査過程を傍聴する。公判終了後は、質問及び経験共有の時間で傍聴の感想を話し合う。

2. 傍聴参加者統計と傍聴感想文の分析

国民参与裁判傍聴プログラムは2008年5月から2012年3月末まで総29回、参加人員は全部380人で、回当たり平均13人が参加した。参加者の職業分布は一般市民150人、大学生と大学院生を纏めて86人、弁護士団体を含めて市民団体などのインターンが126人、教師10人、高校生8人などである。ロースクール導入以後、ロースクール入学に興味がある大学生の傍聴が増加しているし、生きている法教育の一環として教師および高校生や言論従事者などの参加を企てて傍聴プログラムを進行している。

国民参与裁判傍聴プログラムに参加し国民参与裁判の進行と陪審員の役割などを学んで体験した参加者たちの傍聴感想文は、傍聴プログラムに参加できなかったが興味を持っている人たちに国民参与裁判を間近で見守った傍聴者たちの経験を伝達して陪審員団になる間接体験の機会を提供することができる。客観的な参加観察記録としての傍聴感想文は、間接体験の機会を提供するだけではなく、制度運営や法規定の問題点を指摘する内容もあるので、立法者や司法政策の担当者にも益するところも大である。

傍聴感想文には国民参与裁判の問題点を指摘する内容も多いが、ほとんど国民参与裁判に対する肯定的な評価を下している。国民が陪審員の役目をまともに遂行できるのか疑問視していたが、実際の裁判を傍聴したことによって陪審員の主権意識を確認し、法曹に対する信頼と司法に対する信頼が生じた、という評価が多かった。これによって裁判の公正性と透明性を高めて司法

の民主的な正当性確保に寄与できるという期待を持つようになったという希望的な評価が主である。裁判官、検事と弁護人のすべてが陪審員の理解を極大化するために努力して陪審員を説得し、気を配ろうとする姿勢で公判を進行しており、国民による裁判が実現したかのような喜びを感じたという感想文もあった。陪審員中心で裁判が進行されることによって公判中心主義が実現され、国民参与裁判の制度趣旨が活かされているというのである。

法院も参与連帯の持続的な参与と監視に刺激を受けて一般市民の参加を招くプログラムを運営している。法院は一般市民の国民参与裁判の参加機会を広げるために、正式陪審員とは別に「影の陪審員団（shadow jury）」を組んで裁判を参観し、評議評決をするようにする制度を2010年9月から運営している。無作為に抽選される正式の陪審員団とは違い支援を受けて構成される影の陪審員団は実際の判決には参加しないが有罪・無罪や量刑に関する評議評決を通じて裁判を体験し、アンケート調査を通じて裁判制度の改善作業に参加する。このプログラムも司法部に対する信頼増進に寄与するようになるであろう。

Ⅳ. 傍聴プログラム参加者が申し立てた制度の問題点と改善案

1. 一日で終わらせる公判手続、十分ではない評議及び評決の時間

陪審員選定手続から判決宣告まで一日で行われる裁判の進行は、効率的ではなければならない。そうであるからこそ遅い時間まで法廷に滞留しなければならない陪審員の負担を減らすことができ、陪審員の評議時間を十分に確保することができる。陪審員の評議と評決が参与裁判の核心であるため十分な時間を与えられなければならない。非効率的な裁判進行で陪審員の評議時間が短縮されないようにしなければならない。効率的な公判進行と集中審理を行うためには徹底的な公判準備手続と裁判長の訴訟指揮が必須となる。公判進行が効率的ではなければ陪審員の集中度も下がるし、時間に追われて陪審員の有無罪判断のための討論と量刑討議が制約されるという事態も発生する。傍聴感想文によれば、裁判長が評議を1時間以内に終わらせるように要求した例も実際にあった。

公判期日を2日以上に延ばすことは、陪審員たちが望まないから現実的には難しい。したがって、自由かつ十分な評議評決の時間を保障することができるかは、裁判長が訴訟進行をどれほど効率的に行うのか、公判準備の手続を十分に行ってどの程度核心争点を整理できたのかに依存する。今後は、公判準備手続の充実度、裁判進行の効率性、集中審理の実現の程度などに関するモニタリングが実施され、これらに関する分析が行われなければならない。

2. 弁護人の公判準備不足

検事に比べて相対的に弁護機能を十分に遂行することができなかった弁護人がいたという指摘が多かった。問題は、国民参与裁判の被告人の弁護人がほとんど国選弁護人なので前もって事件を把握して争点を整理する時間がなかったという点にある。かなり多くの参与裁判で国選弁護人が十分に公判準備をしない状態で公判手続に参加しているという点は傍聴感想文にも指摘された

事項である。国選弁護人は公訴提起の後に初めて事件を引き受けるので事件把握もきちんとできていない状態で公判期日に出廷しているというのである。このように国選弁護人の限界によって検事と対等に公判準備の手続をすることができなくなる。裁判長の公判準備の手続回附命令の後、公判準備期日までは、極めて短い期間となっているので、国選弁護人の充実した公判準備は期待しにくい。

このような指摘が続いたことで、法院は2008年8月から「国民参与裁判を専担する国選弁護士制度」を開始した。国民参与裁判を開く際、特別な事情がない限り2人の専担国選弁護人を選任して被告人が一般裁判の際に、専担ではない国選弁護人を選任していても、被告人の申し込みによって国民参与裁判が開かれれば専担国選弁護人と交代することとした。これによって国民参与裁判に対する被告人と弁護人の心理的な負担を減らし、陪審員が更に充実した審理を行うことが可能となった。

3. 不十分な裁判長の説明と訴訟指揮

裁判長は陪審員と予備の陪審員に彼らの権限と義務、国民参与裁判の意義と手続、判事や検事、弁護人の任務、被告人の権利などを説明しなければならない⁵⁾。裁判の手続に慣れていない陪審員と予備の陪審員のための配慮である。裁判長は公判手続の進行によって陪審員に時宜適切で有用な説明をしなければならない。審理を本格的に進行する前に争点についても説明しておくことによって、陪審員が進行される審理に集中するようになり、事件に対する理解度が高まるようになる。また証拠法にかかわる基本原則も説明しなければならない。そして弁論終決の後、評議の手助けになるように法廷で陪審員に公訴事実の要旨と適用法規、被告人と弁護人主張の要旨、証拠能力などを説明をしなければならない⁶⁾。

傍聴感想文には、裁判長の説明が不十分であった、あるいは、検事や弁護人が同じ尋問、質問を繰り返したり、あるいは長時間に渡る尋問や質問を行うのを裁判長が適切に制止せず陪審員の理解度と集中度の下がる恐れがあったという指摘があった。説明が十分でないか時宜適切でなければ、陪審員は不慣れた訴訟の手続と法律用語のために自分の役目をまともに遂行できなくなる。

4. 多数決による有罪無罪判断の問題点

法律は陪審員の有罪無罪に対する意見が満場一致で決されることを要求しているが⁷⁾、陪審員全員の意見が一致しない場合は多数決によるように規定されている。傍聴感想文においては、果して一人の人間の人生を変える有罪無罪の判断を多数決で決定して大丈夫なのかという問題提起は減少した。満場一致ではなくても衆多手決(例えば陪審員が9人の場合7:2あるいは6:3)でなければならないという提案もあった。現在のところ、陪審員の評決は勧告的な効力を持つに

5) 国民の刑事裁判参与に関する法律第42条第2項

6) 国民の刑事裁判参与に関する法律第46条第1項

7) 国民の刑事裁判参与に関する法律第46条第2項

すぎないが、今後、拘束力を与えるためには満場一致や衆多手決に評決するようにすることが必要だという提案もあった。

5. 陪審員の身辺保護問題と陪審員構成の不均衡問題

陪審員の身辺保護が疎かだという指摘もあった。国民の刑事裁判参与に関する法律に陪審員などに対する接触禁止規定（第51条）と陪審員などに対する身辺保護措置規定（第53条）があるが、法院の構内で食事などに移動する場合には他の傍聴人や被告人の家族などに露出されて接近の危険があるという内容の傍聴感想文が少なくなかった。

会社員たちの陪審員忌避によって、外形上陪審員構成の不均衡（例えば男女の割合、年齢層の割合など）が生じているという指摘もあった。市民傍聴感想文では、弁護士団体（大韓弁護士協会など）の国民参与裁判の定着のための努力がほとんど見られない模様である点、陪審員の能動的参加を誘導するための陪審員手当の引き上げ、女性陪審員のための託児施設、陪審員参加をヴォランティアと認める方策などが用意されなければならないという点などが指摘された。

6. 制度改善内容

国民参与裁判制度は施行の後、いくつかの運営改善がなされた。参与連帯司法監視センターが運営している市民傍聴団の裁判傍聴と傍聴感想文が改善案を導き出したものもある。代表的なものとしては、参与連帯が市民傍聴を通じて、検事と弁護人の間の数の明かな不均衡を発見した。検事は捜査検事と公判検事の2人であるのに対して、国選辩护人（国民参与裁判はほぼ、国選辩护人が選定されて裁判が行われる）は1人だという点である。検事は、捜査段階から立証方法を講じている反面、国選辩护人は公訴提起の後、公訴状副本送達段階で選定されて、公判期日までの短い期間に一人で防御方法を準備しなければならないという不公正な関係である。相当数の参与裁判で国選辩护人が十分に公判準備をしない状態で、公判の手續に参加するという点が、市民傍聴団の目に止まったのである。このような参与連帯の指摘を受け入れ、大法院は2008年8月から国民参与裁判1件当たり2名の国選辩护人（専門担当）を割当てることに決めた。具体的には国選専担辩护人1名と国選辩护人1名、または国選辩护人2名の方式を採用して国選辩护人の間で弁論と証拠調査などを分担し、効率的な弁論が行われ、裁判準備による負担を減らして、国民参与裁判で2名の検事が参加することと均衡を保つことができるようになった。

裁判進行時間が長引いた場合、裁判長が陪審員たちの評議時間を1時間程度に制限する趣旨の言葉を述べた事例が傍聴記に指摘されると、このような指摘が国民参与裁判専門担当部に知られたという事実も、市民傍聴の成果と考えられる。

V. 韓国型国民参与裁判形態の模索と確定（2013年）

国民参与裁判が施行されてから3年経った。2008年2月、大邱地方法院で初めて幕を開けた国民参与裁判は比較的うまく軟着陸したという評価を受けている。申し込みの割合、排除の割

合、事件処理の期間、無罪率、抗訴審の破棄率、評決と判決の一致率、陪審員の手続の満足度などさまざまな側面で相当な成果を見せている。

国民参与裁判は字義通り国民が裁判に参加して有罪無罪を判断して量刑意見を提示する裁判であるから、制度定着の成否はまさに陪審員に依存する。陪審員の参加の意志、公判手続に対する理解度と集中度、十分に自由に意見を開陳することができる評議参加などが制度定着を決める諸要因である。陪審員として参加することを希望しかつ公正に判断することができる国民、国民参与裁判を受けようとする被告人、公判を集中的で効率的に進行するのに関与する法曹という3つの条件が揃えば、国民参与裁判制度が定着し活性化されることが可能となる。

しかし、依然として制度の活性化と定着のために補完しなければならない点も少なくない。市民傍聴によって指摘された点では、参与裁判の申請率が低いこと、陪審員評決に拘束力がないこと、弁護士たちが参与裁判の受任を忌避しているためほとんど国選弁護人に任されていること、何よりも初期とは違い陪審員たちの法廷出席率が低くなっていること、1日で裁判を終わらせようとするため、複雑な事件は国民参与裁判の対象に決定されにくいことなどである。

このような問題点にもかかわらず、施行初期の憂慮とは異なり、制度定着は希望的だという評価を受けるに値する。大法院が2010年2月26日開催した「国民参与裁判専担裁判長懇談会」で発表した資料によると、陪審員の評決と裁判部の判決が一致した事件が全体の90%なので、非法律専門家が間違った判断をする可能性があるという憂慮は根拠のないものであることが明らかになった。健全な常識に基づいた普通の人たちの法意識が、バランスをとっているという意味である。検事、弁護人のいずれも、陪審員たちを説得するために平易に説明し、プレゼンテーションを活用するなど、法廷の姿が変わったことも肯定的に評価されている。出席した陪審員のうち95.1%は職務遂行に満足感を表し、87.3%が裁判内容を大部分あるいは全て理解したと答えている。彼らは全般的に審理に集中し(88.9%)、評議過程で意見を十分に明らかにしたと答えた(98.2%)。ただし、長期間の裁判が不便(50%)で、難しい法律用語を理解するのが難しかった(21.8%)という回答もあった。

国民参与裁判制度は、今後1年間、現在のモデルで運営期間を経た後、2013年にわが国に合ったモデルを確定して実施される予定である。韓国型陪審制は、法官による裁判制度に根本的な変化を呼び起こし、司法の正当性と信頼を高めるのに寄与していると思われる。前官礼遇や有銭無罪のような司法権力の独占によって生まれるかも知れない弊害が、徐々に姿を消す土壌が準備されたとも思われる。

大法院は制度導入と同時に国民参与裁判に関する調査・研究などを遂行するために司法参与企画団を設置して、模擬裁判の実施、国民参与裁判の録画及び分析、捜査・弁護及び裁判手続に関する研究、法曹実務者に対する教育、国民に対する教育及び広報、公聴会・学術シンポジウムの開催など国民参与裁判の研究に必要な事項などを論議して来た。これを基礎として2013年に国民参与裁判制度の最終的な形態を決めるため、大法院に国民司法参与委員会を設置する準備作業を進行している。

国民が陪審員になるということは、まさに国民が国の主人として司法の主体となるということ

を意味する。また、国民が裁判に参加することによって、裁判が法律を知る少数の法律家の専有物ではなく、国民なら誰でも参加できるという国民の権利だということを確認するものである。さらには、民主的な正統性が弱い司法部に、国民主権の理念を植えつける道である。陪審員による国民の司法参加は、司法部内の小さな民主主義の実現という大きな意味を持つのである。参与民主主義（participatory democracy）の履行を強く要求される現時点で、司法制度の国民参与は非常に望ましい。国民によって選出されない権力でまた国民統制の死角地帯と言えた司法領域が国民の参加によって開放され、国民によって監視されながら司法部が民主的な正統性を確保して司法の信頼を回復するきっかけを持つようになったのである。